

## 伊豆市議会議会改革推進特別委員会設置に関する決議

次のとおり伊豆市議会 議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 伊豆市議会 議会改革推進特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び伊豆市議会委員会条例第 5 条  
並びに伊豆市議会基本条例第 26 条
- 3 付 議 事 件 議会改革の推進を図るため、基本条例の継続的な検証及び、伊豆市議会例規の見直し等について課題を整理し、その改革及び対策に関する調査研究を行う。
- 4 委員の定数 6 人
- 5 調 査 期 間 設置の日から調査終了まで（概ね 1 年間とする。）